

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 7 年

第 1 回 東 栄 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

令和 7 年 1 月 1 6 日 (木)

令和7年第1回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和7年1月16日(木) 開議 午前10時00分
散会 午後0時50分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝憲</u>
<u>5番 伊藤 真千子</u>	<u>6番 西谷 賢治</u>
<u>7番 村本 敏美</u>	<u>8番 加藤 彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田 浩二</u>	<u>2番 佐々木 一也</u>
<u>3番 浅尾 もと子</u>	<u>4番 櫻井 孝憲</u>
<u>5番 伊藤 真千子</u>	<u>7番 村本 敏美</u>
<u>8番 加藤 彰男</u>	

欠席議員 6番 西谷 賢治

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 寿基

令和7年第1回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第2号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第3号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第4号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第 7 議案第5号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 8 議案第6号 令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第7号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

それでは会議に先立ちましてごあいさつ申し上げます。

明日17日は阪神淡路大震災から30年目の1月17日となります。震災で犠牲となられた方々へ追悼の意を表するとともに改めて私たちの町東栄町の防災対策を一層強化していくことを議場に参集されている方々そして町民の皆様ともに誓いたいと思います。

それではただいまから令和7年第1回東栄町議会 臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は7名です。なお西谷賢治議員より療養ため欠席届が出されていますのでこれを受理しております。

定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により3番浅尾もと子議員、7番村本敏美議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

----- 議案第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第1号「東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第1号、東栄町職員の給与に関する条例等の一部改正について。議案の77分の73ページをお願いいたします。提案理由は令和6年人事院勧告に準拠した措置を講じるため所要の改正を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改正は令和6年7月1日適用の第1条の改正と令和6年4月1日から施行する第2条、第3条及び第4条の改正の4条立てて改正をいたします。それでは改正内容について説明いたします。まず第1条の改正内容は第1条の初任給調整手当第20条の期末手当、第21条の勤勉手当及び別表第一、別表第二に関する改正であります。それでは新旧対照表の第1条関係をお願いいたします。まず新旧対照表37分の1ページから説明いたします。第11条の初任給調整手当は支給月額を36万9,500円から37万400円に引き上げる改正となります。第20条の期末手当は第2項で支給率100分の122.5を6月支給分支給率100分の122.5、12月支給分の支給率を100分の127.5とし年間の支給率を100分の250とすることで年間支給率を100分の245から100分の5、月数でいいますと0.05月分引き上げる改正となります。37分の2ページをお願いいたします。第3項は定年前、再任用、短時間勤務職員の支給率を6月支給分が100分の68.75、12月支給分の支給率を100分の71.25

とし、年間の支給率を100分の2.5、月数でいいますと0.025月分引き上げます。第21条の勤勉手当につきましては、第2項第1号で定年前、再任用、短時間勤務者以外の職員について期末手当支給率を6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合は100分の107.5として年間支給率を100分の5、月数でいいますと0.05月分引き上げを行う改正となります。第2号では定年前、再任用、短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を6月に支給する場合には100分の48.75、12月支給する場合には100分の51.25とし年間の支給率を100分の2.5、月数でいいますと0.025月分引き上げます。37分の3ページから37分の37ページまでは行政職給料表1をはじめとする5つの給料表の改正となります。すべて引き上げ改正となりまして行政職給料表1の改定率は1級で11.1%、2級で7.6%、3級で3.1%、4級で1.3%、5級6級7級は1.2%となります。それでは新旧対照表の第2条関係をお願いします。42分の1ページをお願いします。まず初めに第6条の改正は55歳以上の職員の昇給について勤務の状況が極めて良好を当該職員の勤務成績がと字句の修正をいたします。次に第12条の改正は扶養手当に関するもので配偶者に係る手当を廃止し子に係る手当を1万円から1万3千円に引き上げを行うものです。1枚めくって頂いて42分の2ページをお願いします。13条の改正につきましては、扶養手当の支給要件に関する届け出、手当の支給開始、終了の時期支給額の改正等は住居手当や通勤手当、単身赴任手当は規則で定められており、この種の規定が条例で定められているものは扶養手当のみであり扶養手当についても規則に委任することとするため13条は削除いたします。これにつきましては国家公務員法の給与表も同様の改正をしております。次に42分の4ページをお願いいたします。13条の2の改正は地域手当について名古屋市在勤の職員のみを支給していたものを一般職員に対し支給対象を拡大し、月額について給料、管理職手当及び扶養手当の合計に8%を乗じて得た額に改正するものです。地域手当の支給率につきまして今回の勧告により愛知県は4給地8%とされております。次に第14条の改正です。第12条の扶養手当の改正において第2項第1号で規定しておりました配偶者(届け出をしていないが事実上婚姻関係の同様にあるものを含む。以下同じ。)この文言が削られていることから、配偶者には事実婚も含む旨のかっこ書きをこの条に規定する必要があるため加えるものです。42分の5ページをお願いいたします。第15条通勤手当に関する改正です。通勤手当の支給上限を5万5千円から新幹線等の利用を余儀なくされる職員の経済的負担を軽減するため15万円まで引き上げるための改正であります。次に47分の7ページをお願いいたします。第15条の単身赴任手当に関する改正です。採用地から単身赴任を余儀なくされる職員に対し単身赴任を赴任手当を支給できるようにする改正であります。次に42分の8ページをお願いいたします。第17条の管理職員特別勤務手当に関する改正であります。支給対象時間帯を平日午前0時から午前5時までとなっておりましてものを午後10時から翌日の午前5時までに拡大するものです。42分の9ページをお願いいたします。第20条期末手当に関する改正で第2項では第1号で改正しました6月に支給する場合の支給率100分の122.5、12月に支給する場合は100分の127.5を100分の125とする改正になります。これによりまして令和7年度の支給率は6月、12月ともに100分の125、月数でいいますと1.25月となります。第3項の改正は定年前、再任用、短時間職員の期末手当支給率を6月

に支給する場合の支給率 100 分の 68.75、12 月に支給する場合は 100 分の 71.25 を 100 分の 70 とする改正になります。これによりまして令和 7 年度の支給率は 6 月、12 月ともに 100 分の 70、0.7 月となります。21 条の勤勉手当に関する改正では期末手当同様第 1 条の改正で第 2 項第 1 号は定年前、再任用、短時間職員以外の職員について勤勉手当の支給率を 6 月に支給する場合の支給率 100 分の 102.5、12 月に支給する場合は 100 分の 107.5 を 100 分の 105 とする改正になります。これによりまして令和 7 年度の支給率は 6 月、12 月ともに 100 分の 105、月数でいいますと 1.05 月となります。42 分の 10 ページをお願いします。第 2 項は定年前、再任用、短時間職員勤務職員の勤勉手当の支給月数 6 月に支給する場合は 100 分の 48.75、12 月に支給する場合は 100 分の 51.25 を 100 分の 50 とする改正となります。これによりまして令和 7 年度の支給率は 6 月、12 月ともに 100 分の 50、0.5 月となります。次に 24 条の 2 の改正でありますけれども定年前、再任用、短時間職員について地域手当や住居手当等の支給は除外されておりましたけれども今回の改正でこれらの手当についても支給できることとする改正となります。次に別表の改正ですけれども行政職給料表 1 を例にとりて言いますと 3 級から 7 級までの 1 号給近辺の号給をカットして各級の主号給の額を引き上げる改正となっております。それでは新旧対照表の第 3 条関係をお願いします。すみません。ここで一つ訂正をお願いします。この新旧対照表の改正前下から 2 行目ですけれども、11 条から 12 条まで及びとなっておりますがこちら 11 条から第 14 条まで及びに訂正をお願いいたします。それぞれ改正内容ですけれども定年の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の附則の改正となります。改正内容につきましては、定年前、再任用、短時間勤務職員と同様に地域手当や住居手当等の支給は暫定再任用職員も同様に除外されておりましたけれども、今回の改正でこれらの手当についても支給できることとする改正となります。それぞれ 1 枚跳ねて頂いて新旧対照表の第 4 条関係をお願いいたします。この改正はフルタイム会計年度任用職員に地域手当を支給できるようにするための改正となっております。それでは議案に戻っていただいて、議案の 73 分の 51 ページをお願いいたします。附則第 1 条施行期日等、この条例は公布の日から施行する。但し第 2 条第 3 条及び第 4 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項第 1 条の規定による改正後の東栄町職員の給与に関する条例、次条において改正後の給与条例というの規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。第 2 条給与のうち払い改正後の給与条例の規定を適用する場合には第 1 条の規定による改正前の東栄町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条件の規定による給与のうち払いとみなす。第 3 条号給の切り替え。令和 7 年 4 月 1 日（以下、切替日という）の前日において東栄町職員の給与に関する条例（以下、給与条例という）別表第一及び別表第二の給料表の適応を受けていた職員であって同日においてそのものが属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給、次条及び同表において新号給というは切替日の前日においてそのものが属していた職務の給与及び同日においてそのものが受けていた（号給同表において旧号給という）に応じて同表に定める号給とする。これは第 2 条で改正した各級の初号付近の号給をカットしたことにより附則別表に基づき号給の切り替えを行うものであります。第 4 条、切替日前の異動者の号給の調整。切替日前に職務の級

を異する異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給についてはそのものが切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において町長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。第5条、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置。切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の東栄町職員の給与に関する条例（以下、第2条改正後給与条例という）第12条の規定については同条第(5)重度心身障害者とあるのは(5)重度心身障害者(6)配偶者届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むと、一枚跳ねて頂いて同条第3項中1万3千円とあるのは1万1,500円とする。この経過措置によりまして令和7年度について子に対する扶養手当は1万3千円ではなく1万1,500円、配偶者につきまして廃止されますけれども令和7年度につきましては経過措置として3千円支給されることとなります。第6条、令和10年3月31日の間における地域手当に関する経過措置。切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額第2条改正後の給与条例第13条第5号の規定に関わらず給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を超えない範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。こちらの経過措置につきまして令和7年度につきましては東栄町においては改正前は地域手当非支給地ため、令和7年度につきましては8%ではなく4%支給となります。第7条、単身赴任手当に関する経過措置。第2条改正後の給与条例第15条2の規定は切替日前に新たに給与表の適応を受ける職員となったものを適応する。第8条附則。第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が規則で定める。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

一回確認なんですけれども、今回の提出された議案全体の一般職員給与月がけの値上げ、平均3.0%を引き上げるで若年層に重点をおいて給料月額を引き上げ、期末勤勉手当の引き上げと一般職とともに0.10ヶ月分の引き上げ、特別職と議員は期末のみ0.5ヶ月分の引き上げ、このような理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、概ねよろしいと思いますけれども、ちょっと期末勤勉手当につきましては、一般

職員は0.1月、特別職議員については期末手当0.05月分の引き上げとなります。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、伊藤議員。

5番（伊藤真千子君）

今回提出された議案全体でこういう考えだという確認、こういうことでいいですか再度確認です。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。その通りでいいと思います。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

すみません。ただいまの説明で今回の給与改定で引き上げ率、それから金額を見てですね、私の経験に無いかかなり思い切った金額で若年層になおかつ手厚い改定になっておるという感じで、私自身もですね、20代の職員であれば大変うれしい改正であるなということを説明を聞いて感じたのであります。その中で附則の73分の51の附則のところですね、その第1条の2項で令和6年4月1日から適用あるわけですね。4月分の給与からこれはその差額を遡及適用をするという考えでいいのかちょっと確認をお願いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、議員おっしゃる通り令和6年4月1日から適応されますので4月に遡及して条例が可決されれば差額を支給する形となります。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

ありがとうございます。そうするとですね、例えば行政職給料表の1の1級1号給16万2,100円の人は18万3,500円だと。この差額は2万1,400円となりますよね。これが2月までの10ヶ月分とそれと賞与分を考えるとだいたい30万円ぐらいになるのかなというふうなことになります。こんな形でですね、職員全体を通してみるとこれは若年層に非常に手厚いのですからこの辺はこの金額なんだと。先ほど3級4級ぐらいになると1.3%の人が1.7%ぐらいになっちゃうから1万5千円とかそのぐらいの金額になります。半分に近い金額になるのですからね、一律30万という形にはならないんですけれども、かなり大きな予算が必要になると思えるんですけれども、本改正による財政への影響をこれを具体的にちょっと説明をして頂きたいと思うんですけれども、次の補正予算の話の方にもちょっとなっているのかなと思っているんですけれども、歳入歳出への影響を数値で示して頂けると大変ありがたいと思うんですけれどもその辺の説明をよろしくお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

確かに今回の改定につきましては、財政上非常に厳しいものと認識はしております。財源につきましては、令和6年度につきましては、普通交付金給与改定費として追加交付がされております。これが基準財政需要額で2,100万円程となっております。7年度につきましては、普通交付金の給与改善費として措置される予定となっております。ちょっと細かな金額はこれからでないとわかりませんのでよろしくお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

よろしいでしょうか。

岡田議員。3回目ですよ。

1 番(岡田浩二君)

わかりました。職員の生活安定ですとかねモチベーションの向上なんか非常に効果がある改定案であるかなというふうに感じております。それでですね、令和6年度のこの人事院勧告で令和7年4月から地域手当がすべての職員に先ほど4月からは4%が支給されるということになります。ベースアップとこの地域手当の支給開始によってですね、職員の士気やモチベーションにどのような影響があるのかお願いいたします。

議長(加藤彰男君)

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

やはり給与が上がることによって職員の士気やモチベーションは当然上がってくるかと考えております。ただ一方でやっぱりこれだけ給与が上がると責任の方も重くなってくるというふうに認識して我々職員は仕事に当たらないといけないと考えております。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。今回の議案の改正の理由がですね、令和 6 年度の人事院勧告に対応するためだということなんですけれども、主な改正点は今お伺いしましたので通告してありますけれどもお尋ねは省略いたします。今回人事院勧告に準拠するということ以外にですね、町独自の改正点また町独自の文言の修正点等ありましたら具体的にお伺いしたいと思います。その他一括で 9 点についてお尋ねしたいと思います。2 点目はですね、今回令和 6 年 4 月から遡って給与や手当等が増額となるものがございます。それらの差額支給の時期を伺います。3 点目は人事院勧告に準拠した結果ですね、次の 4 つのパターンでどの程度の職員の皆さんの収入増となるのか伺いたいと思います。時期について指定しておりませんでしたので令和 6 年 4 月今年度についてなのか来年度についてなのか事前の問い合わせで指定していませんのでお答え頂ける範囲で答えて頂ければと思います。1 つ目は、一般行政職の新入職員。2 つ目は、一般行政職の平均的な給与の職員。3 点目は、フルタイムの会計年度任用職員の平均的な給与の職員。4 点目は、パートタイムの会計年度任用職員の平均的な給与の職員。この 4 パターンでですね、年間どの程度の収入増となるのかお伺いいたします。また改定前より収入が減るという職員さんが見える場合にはですね、該当者の傾向と人数をお伺いしたいと思います。4 点目改定後の給与等級表で 1 時間あたりの給与の額が最低賃金を下回る号給があるかどうか伺いたいと思います。あるとすれば早急に見直しが必要だと考えます。その等級表の名称と職務の級及び号給の範囲、実際に最賃を下回るという職員さんがおられる場合には、その人数をお伺いしたいと思います。5 点目は通勤手当の支給限度額を月額 15 万円に引き上げるという人事院勧告となっているかと思いますが。この影響額と対象人数をどのように見積もっているか伺います。6 点目は管理職の特別支給の対象時間時間帯の拡大についてです。1 回 8,500 円を超えない範囲で支給するという事になっていますが、現行では平日の深夜午前 0 時から 5 時までが対象になっていたものを改定後は午後 10 時から午前 10 時までと拡大されます。この改定による影響額をお伺いしたいと思います。また令和 5 年度実際に平日深夜午後 10 時から午前 10 時までの勤務というのはどの程度行われているか、把握していれば教えてください。続いて新旧対照表の第 2 条関係について伺います。7 つ目のお尋ねでございます。42 分の 1 ページでですね、第 6 条、55 歳を超える職員の昇給の条件について現行では勤務の状況が極めて良好または特に良好である場合に限るとしていたところをですね、当該職員の勤務成績が特に良好である場合というふうに文言を改めました。この変更の理由についてお伺い

します。また、直近の年度における職員の総数とそれから昇給区分AからEという区分を設けていると思いますが、昇給区分ごとの人数をお伺いします。私が気になるのはですね、極めて良好だという区分をなくすことですね、本来それまでは極めて良好だと評価されている方がですね、そういった評価を得られないということはモチベーションに関わるのではないかという観点からお尋ねするものです。8問目は同じく42分の1の扶養手当ですね、廃止するというものになるんですけれども、人事院勧告に基づいて扶養手当を廃止していくと、ご説明では令和7年度には経過措置として3千円を支給すると、令和8年度には0円とするものなのか確認させて頂きたいと思います。そして令和5年度決算における配偶者手当の支給対象者数、支給総額を伺います。配偶者手当の廃止ということ私としてはいささか拙速な勧告ではと考えているんですけれども、廃止によってどの程度の影響があるかということをお伺いたくしてお尋ねするものです。9つ目はですね、同じく42分の4ページの第14条についてです。地域手当の見直しで愛知県全体が8%の地域手当の対象となったことを受けまして、これまで名古屋市の地域手当15%という規定を設けておりましたけれども、それを削除して町の職員の皆さん全体に8%を支給するという変更となります。1年間でどの程度の影響額があるのかということをお伺いしたいと思います。概算で結構です。社会保険料などの負担額もお分かりになるようでしたら併せてお答え頂きたいと思います。10点目、通告していた内容と若干異なるんですけれども、新旧対照表の第2条関係と第1条関係では給与等級表の給料の額が一部異なっています。例えば行政職給与表1の3級1号給の給与月額が2条関係では26万5,300円、1条関係では26万1,300円となっています。令和6年4月1日に遡って1条関係の金額を適用し来年令和7年4月1日に2条関係の給与月額となると理解してよいか伺います。以上で質問を終わり再質問させて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

質問項目が多いですがいいですか。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

ちょっと質問項目が多くて質問に対して全て答えられるかどうかちょっとわかりませんが、まず人事院勧告に準拠するという以外に町独自の改正点修正点があればということですが、こちらは人事院勧告に準拠した形で改正しております。独自の改正点はありません。次に期末手当等の差額支給の時期を伺うということでもありますけれども、今回条例が可決されれば1月30日に支給の方を予定しております。次に3番目のご質問ですが、こちらはちょっとあくまでおおよその金額でありますけれども、一般行政職の新入職員についてはおおよそ44万8,118円、2番目の一般行政職の平均的な給与の職員こちらが10万6,414円、あと3番目のフルタイムの会計年度任用職員、こちらについては増減はありません。パートタイムの会計年度任用職員の平均的な給与ですが、こちらおおよそ12万4,386円の増となるかと思っております。次に改定前より収入が減る職員が

いればということですけれども、こちらは減る職員はいません。次に改定後の時間あたりの給与の額が最低賃金を下回る号給があるかどうか伺いたいということですけれどもこちらはございません。次に通勤手当の支給限度額を月額 15 万円に引き上げる影響額と対象人数ですけれどもこちらは制度につきましては、国に準じて改正をしておりますけれども実際に影響のある職員は現在のところおりません。次に特別支給対象時間の関係ですけれどもこちらは影響額についてはありませんけれども実績につきましては、令和 5 年度は 1 回ございました。次に 7 番目の 55 歳を超える職員の昇給の条件をということですけれどもこちら原則 55 歳を超えた職員については昇給はさせておりません。次に扶養手当の関係ですけれども、こちらは先ほど議案の説明した通り令和 7 年度につきましては、配偶者分は経過措置で 3 千円支給されますけれども、8 年度以降は廃止されます。令和 5 年度の決算の実績ですけれども、5 年度につきましては 5 人に対して支給しております。支給総額は 39 万円となっております。次に地域手当の影響額でありますけれども、こちらにつきましては 1 年間 1,385 万 7,060 円、こちら地域手当だけではなく期末勤勉手当分も含んだ額となっております。ちょっと社会保険料につきましては、標準報酬月額がどうなるかちょっと事情わかりませんのでこちらの方はちょっと不明となっております。次に新旧対照表の第 2 条関係で 3 級 1 号給の給料月額が 26 万 5,300 円、1 号は 26 万 1,300 円となっておりますけれども、こちらは先ほど説明いたしましたように 7 年 4 月 1 日から第 2 条で改正する給料表を使用することになりますけれども初号近辺ですね、給与の低い号給の低いところがカットされております。従いまして附則の別表に基づいて 7 年 4 月 1 日以降は附則の別表に基づいて新たに号給を設定することになります。一応受けた質問は以上かと思えます。

議長（加藤彰男君）

今、伊藤委員からですね体調の関係で退室したいとの申し出があり認めまして、その後戻りましたのでこのまま議事を進めます。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

たくさんのお尋ねにお答えいただきましてありがとうございます。再質問させて頂きたいんですけれども、まず 3 点目のお尋ねで皆さん主に診療職員の方が人勸に準拠した結果の影響額が 44 万 8,118 円と大変大きな金額で改定されるということになります。一般行政職の平均的な給与の職員の方は 10 万 5,454 円と聞きましたが間違えはないかどうか。フルタイムの会計年度任用職員の平均的な給与の職員についてはプラスマイナスなしと、パートタイムの方では 12 万 4,318 円の増とおっしゃいましたかね、大きな増となっております。フルタイムの会計年度任用職員の方だけがこの改定で収入が増えないというのは不思議な気がいたします。どのような理由でフルタイム会計年度任用職員の方だけが人勸による給与の増額の対象にならないのか教えて頂きたいと思えます。併せてですね、2、3、4 の方 3 パターンの方の元々の給与の金額がお分かりでしたら教えてください。それからですね、7 個目のお尋ねでございます。55 歳を超える方の職員の方の昇給の条件についてで

すね、原則 55 歳以上の職員の方は昇給させていないというご答弁だったんですけれども、私が気になるのはこの改定の理由なんですね。なぜ極めて良好という成績評価の基準を無くしたのかということをお尋ねしたいと思います。そしてですね、今回の改正点は人事院勧告への準拠する体制のみだということで独自のものは無いということだったんですけれども、先ほどのご説明ではですね、事実婚にあたる方を対象にしていた文言が漏れていたとかそのようなご説明もあったかと思うんですけれども、小さなことも含めて町独自のものは無いのか改めてお尋ねしたいと思います。それから 4 点目ですね、地域手当の経過措置について伺いたいと思います。来年度は 4 % の地域手当を支払うとこれだけでも大きな給与の増額となるかと思いますが、令和 10 年の 4 月までに 8 % までに上げていかないとならないというものだと理解しましたが、令和 8 年度以降の地域手当の予定、支給予定についてお尋ねしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず 1 点目ですけれども、②の金額ですけれども、先ほど言いましたように 10 万 5,454 円でいいかと思います。それとパートタイムの会計年度任用職員の平均的な給与はおよそ 12 万 4,386 円となっております。元々の給与という質問もあったわけなんですけれども、こちら本当に平均を出して弾いておりますのでちょっと今元々の給与の額はお答えはできません。あとフルタイムの会計年度任用職員が影響がないのはなぜかという質問ですけれども、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、職務の特殊性を考慮して給与表に基づかない金額を設定しておりますので今回の給与改定においても影響額が出てこないです。あと極めて良好という文言を消したのはなぜというご質問ですけれども、こちら国も国の給与表に準じた形で改正しておりますので、それに沿った形で改正をしております。あと、事実婚の文言が漏れていたというご質問ですけれども、こちら漏れていたわけではなくて扶養手当の配偶者用の改正をした際に事実婚の部分を削除しましたので、住居手当に関する規定の中に事実婚を含む必要があるものですので、漏れていたわけではなくて扶養手当に関する改正の際その部分を削除しましたので、住居手当の項目についてはその部分を新たに設けなければならないという改正であります。あと地域手当の支給率ですけれども、令和 7 年度は 4 % ということでこれは国から通知が来ておりますけれども、令和 8 年度以降の支給率につきましては、現在のところまだ示されておられませんのでこちらまだ現状不明です。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい。よろしいでしょうか。

3 回目です。浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はいありがとうございます。よくわかりました。また今回のお尋ね3問目のお尋ねですね。職員の皆さんの影響額の計算のもととなった給与の金額についてはまた改めてご教示頂きたいと思います。1点ですね、フルタイムの会計年度任用職員の方のご説明の中で気になった点がありましたので最後にお尋ねしたいと思います。フルタイムの会計年度任用職員は職務の特殊性で給料表が適用されていないと、そのために影響額が今回発生しないということなんですけれども、この枠の人たちだけが人事院勧告によって収入が引き上げされないということ私は少し公平性という点で問題があるのではないかと考えます。職務の特殊性によって給料表が適用されないという職員さんがおられるということは私は初耳なんですけれども、このフルタイムの会計年度任用職員の方、何名おられてどんな職務の方なのか教えて頂きたいと思います。またなぜ給料表の適用をうけないのかその根拠となる規則などありましたら教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

フルタイムの会計年度任用職員は現在2名おります。ちょっと職種の方はちょっとこの場では差し控えたほうがいいかなと思いますので、そちらはお答えを差し控えさせていただきます。そちらにつきましては規則等はございません。

議長（加藤彰男君）

はい。他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について賛成立場で討論をいたします。今回の改正は町の説明によりますと令和6年度の人事院勧告に基づく職員の給与や手当を改正する議案でございます。配偶者手当の廃止など拙速だと考えられる点があり評価できないという面もありますけれどもしかし給与月額増額とさらに東栄町を含む愛知県全域が地域手当8%の対象となったことで物価高に対応する一定の待遇改善につながるものだと評価したいと思います。しかし愛知県内の各市町村が同様の待遇改善を行うことが予想されますのでこの改定によって近隣市町村より東栄町が職員確保の面で有利になるということないということは注意しなければならないと思いま

す。昨年9月16日付の朝日新聞は令和6年度の人事院勧告によって地域手当が10%から4%下がる勧告を受けた埼玉県新座市において採用試験の応募者が大幅に減少したということを報じております。同市の人事課のコメントを次のように掲載しています。「今の学生はアンテナが高いので地域手当のことも知っている人事院勧告は影響したと思う。」このように書いています。また自治体独自に地域手当を7%のも上乗せしてきた東京都武蔵村山市の職員課のコメントも掲載しております。改定後も近隣の自治体との地域手当の格差が残るという状況を受けてこのように述べています。「採用案内の初任給は地域手当の込みで示されるため近隣市と比較されると選択肢に含めてもらえない。人材確保の観点からも出来れば上乗せしたい。」と話しています。地方公務員の人材確保においていかに近隣自治体との給与格差が影響するかということが伺える記事だと思います。愛知県が昨年12月に発表した2024年の東栄町のラスパイレス指数は県内市町村で最低の93.2となりました。2023年は93.8とかなり改善しておりまして6年ぶりに県内最下位を免れ、豊根村、蟹江町につぐワースト3位に東栄町としては浮上していましたが2024年に再び最下位になったことは残念なことであります。こうした情報は就職活動される学生の皆さんは当然に収集しています。また東栄町には独自の職員確保の上でのマイナスポイントがあります。女性が管理職にほとんどつけない状況、また昨年12月議会では村上町政が新規採用した職員に対して9件の試用期間の延長、3件の免職処分を行ってきたことが明らかになりました。総務省の統計では、訴訟となった事例と同様の勤務実績が良くない場合との理由で分限免職を受けた全国の地方公共団体の地方公務員は令和3年度に全国で16件、令和4年度に24件、令和5年度に20件。このように全国的に見て極めて稀な処分が村上町政において3件免職処分が起きていたということは極めて異常な頻度だと言わざるを得ません。また、試用期間の延長について総務省は統計を取っていないということを伺いましたけれども、やはり全国的に見ても稀な件数ではないかと私は考えております。他の市町村と比べて採用後に解雇されるリスクが高いという東栄町が愛知県内で最低な給与水準に止まれば学生からの評価は当然ネガティブなものにならざるを得ません。私は人事院勧告に準拠するだけでなく町独自のさらなる待遇改善を行うことで学生に選ばれる東栄町となることを期待しまして賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

もう一度確認しますがそれでも賛成討論ということでよろしいでしょうか。

賛成討論ということで反対討論はありませんので、これより議案第1号の件を採決いたします。

本案を原案通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め議案第1号は原案通り可決されました。

ここで1時間経ちますので休憩といたします。

再開は11時10分です。

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。先ほど議案第 1 号の採決につきましてその際の討論ですけれども、議会運営上は討論交互の原則があります。討論については議長は最初に反対者を発言させ次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならないとなっております。これについては標準会議規則において当議会の会議規則 50 条においてもその旨が明記されておりますので、今後についてはですね、討論の場合、反対からというのが原則ですから、もしそのような場合についてはしっかり発言の際に討論の際に賛成、反対ししっかり述べてから頂くようにします。改めて確認ですけれどもよろしいでしょうか皆さん。はい、お願いいたします。

次に日程第 4、議案第 2 号「東栄町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 2 号、東栄町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。議案の 2 分の 2 ページをお願いします。提案理由につきましては、令和 6 年度の人事院勧告に準拠した処置を講じる為必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から適用する改正分と令和 7 年 4 月 1 日から施行する改正分と 2 条立てて改正いたします。改正内容について説明いたします。第 4 条の期末手当に関する改正であり年末の支給率を 100 分の 340 から 100 分の 345 とし月数でいいますと 3.4 月から 3.45 月とし 0.05 月分の引き上げを行う改正であります。それでは新旧対照表の第 1 条関係をご覧頂きたいと思います。第 2 項期末手当の支給月数の読み替え規定に 6 月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 とし加えることにより年間の支給率を 100 分の 340 から 100 分の 345 とし 100 分の 5、0.05 月分の引き上げを行う改正となります。1 枚跳ねて頂いて新旧対照表の 2 条関係です。こちらも第 2 項期末手当の支給率の読み替え規定を 6 月に支給する場合には 100 分の 170、12 月に支給する場合には 100 分の 175 を 100 分の 172.5 とします。これによりまして令和 7 年度の支給月数は 6 月、12 月ともに 100 分の 172.5 となり年間の支給率は 100 分の 345、3.45 月となります。議案に戻って頂きまして附則第 1 項施行期日等、この条例は公布の日から施行する。ただし第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項第 1 条の規定による改正後の東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例「以下、改正後の条例という」の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。1 枚めくって頂いて第 3 項期末手当のうち払い。改正後の条例を適用する場合には第 1 条の規定による改正前の東栄町特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当のうち払いとみ

なす。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。町長、副町長、教育長の町三役それぞれの期末手当を人事院勧告に基づいて増額するという議案だと理解しました。この条例案によってですね、三役それぞれへの影響額それから改定後の給与総額をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず、今回の改定による影響額ですけれども町長につきましては、4 万 6,110 円、副町長につきましては、3 万 9,512 円、教育長につきましては、3 万 4,800 円となります。改定後の給与総額でありますけれども給与月額プラス期末手当で町長については 1,081 万 3,590 円、副町長につきましては、926 万 6,362 円、教育長につきましては、816 万 1,200 円こちらになるかと思えます。

議長（加藤彰男君）

はい。よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

申し上げありません。聞き違えたらいけないので確認させてください。改定後の給与総額は町長が 1,081 万 3,590 円、副町長が 926 万 6,362 円教育長が 816 万 1,200 円でよろしいかどうかご確認ください。また併せてお尋ねしたいんですけれども、令和 6 年度の人事院勧告に準拠してこの手当の増額をするということは地方自治体にとっての義務なのかまたは地方自治体の任意なのか改めてお伺いしたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

総額につきましては、今議員が言われた金額でいいかと思えます。それと勧告に基づき

改定しなければならないかというご質問だったかと思いますがけれどもこちら地方公務員法上国家公務員との均衡の原則というものがございますので国家公務員に準じた改定をしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。3回目です。

3番（浅尾もと子君）

はい。人事院勧告に対応することは原則があるのでそれに準じて改定しているというご答弁でありました。私がお尋ねしたいのはそれは法的な義務なのかあるいは任意なのかという事です。従来では任意だにご回答頂けたと理解しております。地方自治体の中ではですね、人事院勧告を上回る改定を行うところもあれば人事院勧告を見送るといった自治体もございます。人事院勧告へ準拠することは東栄町にとって義務なのか任意なのか明確にお答えください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほど申しましたように国家公務員と地方公務員は均衡の原則というのはございますので、東栄町においてはそちらに重点をおいて今まで改定をしてきていると思います。ただ国が定めても東栄町にとって本当に関係がないと言ったら言葉が悪いかもしれませんが、そういった改定については準拠しないような形で定めないような形をとっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

法的根拠がある。

総務課長（伊藤太君）

法的根拠は先ほど申しましたように地方公務員法で国家公務員との均衡の原則がうたわれておりますので、そちらの方に基づいて改定をしております。議員さんに聞かれましてもちよっと非常に難しい判断となると思いますけれども、ある意味法で規定されておりますので任意というよりは義務の方がグレードとしては大きいのではないかと考えております。

議長（加藤彰男君）

はい。他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか

浅尾議員。反対討論ですか。

はい、浅尾議員。

3 番(浅尾議員)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。今回の条例の改正案は人事院勧告に対応するために町長、副町長、教育長の手当を引き上げるものです。期末手当を1年間に3.4ヶ月から3.45ヶ月に引き上げ、その影響額は町長が4万6,110円、副町長が3万9,512円、教育長が3万4,800円となります。改定後の年間の給与総額は町長が1,081万3,590円、副町長が926万6,362円、教育長が816万1,200円です。失礼いたしました、となります。今回は総務課長は人事院勧告に対応町が準拠するということがですね、義務であるのか任意であるのか明確に答弁しませんでした。答弁では国家公務員の給与との均衡の原則があるのでそれに準じた改定をしていると、原則に重点を置いて改定してきていると国の定めがあったとしても町に関係がない改定であれば準拠しない形で定めないということがあるというふうに答弁がありました。義務か任意か難しいという答弁もありまして、私は地方公共団体の答弁としてこれまで無責任なものはないと考えます。人事院勧告に準拠することは地方自治体にとって法的に義務付けられたものではありません。準拠しないからといって違法行為にあたるというのではなく地方公共団体の任意に決定されるものです。市町村の中には独自の判断でこれを採用しないこともできますしこれを上回る給与の増額を定めることもできます。ですので、あたかも何か義務であるかのように議会に説明したということは私はこれは重大な問題だと考えております。さて私はですね、この人事院勧告への準拠が地方公共団体にとっての任意なものだという観点から討論したいと思います。ここで町民の皆様がどう今回の条例改正を受け止めるかということが私に取っての判断の大きな基準になるかと思います。つまり東栄町がまた村上町政のですね、業績評価という観点から町民にとって期末手当を増やす事がふさわしいというそういった状況にあるかどうかということだと思います。私はですね、重大な違法行為や違法の疑いのある行為を繰り返しているということなど多くの問題を抱えておりですね、手当の増額が妥当だといえないというふうに考えました。名古屋地裁が昨年11月東栄町が新入職員の試用期間を延長しその後免職処分としたということに対してですね、職員の方が起こされた訴訟に対して重大かつ明白な瑕疵があり無効だと判決で示し町が行った免職処分を違法としてこれを取り消したものであります。また昨年はですね、農業委員会法が定める農業委員会の募集期間を町が守らずに議員の指摘を受けて再募集したこともありました。また、子育て支援センターの支援員等多くの町の重要な職務にあってですね、町が違法の疑いのある個人請負としてたくさんの方を従事させていることなど法令を守る姿勢に疑念を感じております。さらに町民の声を反映させるという努力についても不十分なもの

になっていると考えます。近年では毎年行われてきた地区懇談会が各地区の任意にされてしまっていて地区懇談会を開催しないあるいは区の役員しか参加させないそのような運用がされております。また、町長が位置づけてきたキャッチボールトーク、町長室解放など町政に町民の声を反映させる施策はほとんど行われなくなりました。町民の声を聴かずに今回の条例改正を行ってよいのか疑問に感じるものです。さらに透析患者の皆様が心待ちにしている人工透析の民間クリニック誘致、公約から何年も経ちますが未だに芳しいご説明が頂けておりません。さらに町職員たくさんの方の命がかかっているこの役場本庁舎の重大な耐震強度の不足を長年にわたって放置した上に、さらに庁舎建設等基金積み立ても長年にわたって怠ってきたと。町民の命、職員の命を守る努力も欠けているとこのように評価せざるを得ません。さらに町民との負担とのバランスが取れないということも問題としてあげたいと思います。多くの町民の皆さんが大変な物価高の中に苦しんでおります。しかし町は国民健康保険料を5年度連続で増額するという事を現在求めています。例えば毎年1万5千円ずつ増額するという案も町は示しておりますけれども、町は昨年12月議会で一般会計からの法定外の繰入による保険料の減額は現状では考えておりませんと答弁しております。さらに水道料金の見直しについても言及しています。私は東栄町がですね、県内の多くの市町村が当たり前に実施している一般会計からの法定外繰入で国民健康保険料の町民負担を減らすというような努力をすることなくですね、今後多額の負担増を町民に押し付けようとしているという現状を踏まえれば人事院勧告が出たからと言って町長ら町三役の手当を機械的に増額してよいということはとても言えない状況だと思います。増額には町民の理解を得られないと考えこれに反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

令和6年度の人事院勧告に基づき東栄町特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正の改正する議案について賛成の立場で討論をいたします。東栄町は人口減少、高齢化そして深刻な人材不足という厳しい状況に直面しております。とくに特別職職員は町の行政運営を担う中心的な存在として多大な責任と負担を負っております。人手不足のなかモチベーション維持に努めながら日々の業務に奔走している現状は容易に想像できるかと思います。さらに余分な仕事となっております昨年退職職員からの損害賠償請求訴訟を抱えながらも事務処理をこなすという並々ならぬ困難に直面していることも事実であります。このような困難な状況下において令和6年人事院勧告は国家公務員の給与の大幅ベースアップを勧告しております。これは単なる給与の増加ではなく公務員の働き方改革処遇改善を通じた国民への質の高い行政サービスの維持、向上を目的とした重要な施策であります。これは公務員全体の士気向上強いては行政能力の維持向上に不可欠な要素となっております。本議案はこの人事院勧告を踏まえて特別職の職員の給与を改定するものであ

ります。単なるベースアップではなく困難な状況下で町政運営に尽力する特別職の職員へのさらなる貢献への期待の表明であります。特別職の職員の努力と責任の大きさを考慮すれば本議案は極めて妥当であると考えております。給与改定による具体的な効果は例えば先ほども総務課長もお答えになりましたけれども士気向上、モチベーションの維持など適切な処遇改善は職員のモチベーション向上につながり困難な状況でも高い士気を維持し業務遂行能力の向上に貢献できると、それから人材確保、定着、未来志向で魅力的な職場環境の整備は優秀な人材の確保、定着につながり深刻な人手不足問題の緩和に貢献できとくに責任の重い特別職においてはその効果は絶大であります。もう一点行政サービスの資質の向上、これはモチベーションの高い職員による質の高い行政サービスが町民の生活の質の向上に直結しております。以上な点を踏まえて令和6年度人事院勧告に準拠した特別職職員の給与改定は町の持続可能な行政運営そして町民への質の高い行政サービス提供ために不可欠であります。これは単なる支出ではなく未来への投資であると確信しています。本案の可決を要望いたします。以上であります。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。賛成の方起立をお願いいたします。

はい。着席してください。起立5名です。賛成起立多数です。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、議案第3号「東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第3号、東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。提案理由は令和6年人事院勧告に準拠した措置を講じるため必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。今回の改定につきましては令和6年4月1日から適用する改正分と令和7年4月1日から施行する改正分と2条立てて改正をいたします。改正内容につきましては、第4条の期末手当に関する改正であり年間の支給率を100分の340から100分の345として、月数でいいますと3.4月から3.45月とし0.05月分引き上げを行う改正であります。新旧対照表の第1条関係をご覧頂きたいと思

います。第6条第2項の期末手当の支給月数の読み替え規定に6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の75を加えることにより年間の支給率を100分の340から100分の345として100分の5、0.05月分の引き上げを行う改正となります。

1枚跳ねて頂いて新旧対照表の第2条関係をご覧頂きたいと思います。第6条第2項の期末手当の支給月数の読み替え規定を6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175を100分の172.5とします。これによりまして令和7年度の支給月数は6月12月ともに100分の172.5となり年間の支給率は100分の345、3.45月となります。議案に戻って頂きまして附則第1項施行期日等。この条例は公布の日から施行するただし第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。第2項第1条の規定による改正後の東栄町議会議員の議員報酬費用弁償及び旅費に関する条例の規定は令和6年4月1日から適用する。1枚めくって頂いて、第3項、期末手当のうち払い。改正後の条例を適用する場合には第1条の規定による改正前の東栄町議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当のうち払いとみなす。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。東栄町議会議員の期末手当を現行の年間3.4ヶ月から3.45ヶ月に引き上げるという人事院勧告に伴う改正でございます。令和6年4月に遡って期末手当が増えるというものであります。議員の職務ごとの影響額、改定後の報酬総額をそれぞれお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

影響額改定後の報酬総額ですけれども、議長につきましては、2万300円、副議長につきましては1万4,500円、議員につきましては1万3,050円になるかと思います。改定後の報酬総額、これは月額と期末手当合わせまして議長476万700円、副議長340万500円、議員につきましては306万450円になるかと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

ご答弁頂きました。議長の改定後の報酬月額が 476 万 700 円 副議長は 340 万 500 円、議員につきましては、306 万 450 円と聞き取ったですけれども間違いがないかご確認頂きたいと思います。併せて先ほどと同様なんですけれども議員の報酬をですね、人事院勧告に準拠してあげなければならない手当をあげなければならないということはこれは地方自治体の義務なのか任意なのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

金額については今言われた金額でいいかと思います。それと先ほど同様義務か任意かというご質問でありますけれども、こちら非常に回答するのは苦慮しますけれども、ある意味義務でありある意味任意であるのかと思います。今回は増額改定となるわけですけれども、例えば仮にこれが減額改定であった場合について国に準じて引き下げ改定を行わないという選択肢はないかと思いますので、やはり任意であり義務であるというふうに考えております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。3 回目です。

3 番(浅尾もと子君)

あのやはり納得できないということで、ぜひ東栄町役場としてただいまの回答が正しいのかどうか休憩をとって確認して頂きたいと思います。法律の解釈としてですねある意味義務、ある意味任意というものは有り得ないですね。ある意味任意だとすればそれは任意なのではないでしょうか。町役場としてこの改定が義務なのか任意なのか責任あるご答弁を改めて求めます。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

やはり任意であり義務でありというふうに考えておりますけれども、やはり東栄町に取り入れても仕方がない策は改定を見送るということもありますので、そういった意味を加味すると任意であるというふうにこの場では回答したいと思います。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対しての討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員、反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。東栄町議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。この議案の改正点は議員に支払われている1年あたり3.4ヶ月あたりの期末手当を0.05ヶ月分増額し3.45ヶ月とするものになっています。人事院勧告に準拠する改定と言う事であります。やはり大変重大だと考えますのは、町がですね、この人事院勧告に従うことの性質を理解していないのではないかということです。先ほどのご答弁では人事院勧告に準拠することはある意味義務でありある意味任意だと思う。というご答弁がありました。任意であり義務であると。そして先ほど再三お尋ねした結果ですね、町に取り入れても仕方がないものを取り入れないこともあるので任意であると、最終的にはつまり任意なんですね。町が正しく人事院勧告の性質をご理解して頂いたものと思います。つまり今回の人事院勧告に基づく期末手当の増額は義務ではないんですね。私たち議員にとっては当然もらえる権利ではなくて町が任意にこれを定めるものであります。そこで私たち議会の議員がですね、期末手当の増額を受けとることが妥当だと町民から評価される状況にあるのかということを私なりに考えてみました。今回の影響額は議長が2万300円、副議長が1万4,500円、議員が1万3,050円にそれぞれ期末手当が増えるというもので、令和6年4月1日に遡ってこの改定が行われるものです。改定後の年間報酬総額は議長が476万700円、副議長が340万500円、他の議員が306万450円であるといひます。今回の手当の増額にあたってですね、私が考えたい点は町議会が果たして町民から見て町行政のチェック役としての機能を十分に果たしているかという点でございます。私が改選後の議会を見ていてですね、委員会質疑などはかなり少ないなというふうに印象を受けております。議案の問題点を質しそれを町民に伝えるためにですね、不可欠の場である委員会または今回のような臨時会、本会議でもそうなんですけれども、あまりにも質疑が少ないというふうに感じています。場合によっては私ばかりが質問しているそんな状況にもなっています。さらに議員の重要な固有の権利である一般質問についても全議員が行うというような状態ではありません。お隣の新城市ではかなり活発に多くの議員が質疑をしています。さらに新城市では議会主催の議会報告会が定着しており市民からの様々な要望や批判を受け止める場になっています。所属政党関係なしに市民の声を議員の皆さんは議会での質疑質問につなげております。東栄町では議会主催の報告会等行われておりませんし他の市町村のように委員会や本会議での動画配

信が行われておりません。配信されるのは一般質問だけなので平日時間のない町民のみなさんは一般質問以外の、例えば予算委員会であり決算委員会であり重要な質疑を目にすることはできません。また非公開の議会運営委員会また全員協議会が行われておりまして、この点からも東栄町議会は情報公開が進んでいない議会であると考えております。議会の情報公開はですね、一部の議員の中には個人のニュースや個人の報告会など発信している方もおられますけれども、議会全体としての評価が今回の期末手当の増額によって問われるのではないかと考えます。また昨年の12月議会では町の分限処分の対象となった職員の方から訴えられて名古屋地裁で敗訴するという極めて異例の事態がありました。それに対して町は控訴を表明しその議案について議会は議案を受け取ってからわずか1日、翌日の審議で打ち切ってしまうということを、こんな乱暴なことを認める議会であっていいのかと私はたいへん驚きました。その質疑の場はですね、真実を明らかにする極めて重要な機会でありましたのでその役割を自ら放棄するということ、議会の立場としてやってはいけないことだったと思います。町民の方の中にはですね、私たち議員が報道で初めて訴訟について知ったというような事態になっていることに「議会は何をやっている」と失望の声を寄せる方もおられます。議会は何をやっているかはわからない。議員はしっかり質疑、討論をやっているのか。私は町内でそのような声を聴くことも多くあります。税金をもらって活動している私たち議員にとってこのような町民の厳しい声に向き合う姿勢が必要だと考えます。私はこのような状況にあってですね、今回の手当の増額が町民にとって妥当だと認めてもらえるだけの状況になっていないのではないかと思います。議員報酬の引き上げ手当の増額が妥当だと認めてもらえる議会を共に作っていくそのことをお願いしまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論ございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也議員)

2番佐々木一也です。議案第3号、東栄町議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論します。この改正はですね、人事院勧告に準拠して改正するというもので、議員報酬等はこの町が他の町村に比べても決して高額ということではありませんし、報酬等が上がるというのはどうしても若い世代の人が議員を目指すというのにはどうしても必要なことになってきます。またこの増額することによって議員活動の方にも調査、研究等にも充てることもできますので本議案に賛成をします。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

賛成ですか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

令和6年度の人事院勧告を踏まえてですね、一部改正が提出されました。この改正案に賛成する立場から討論を行ないます。東栄町議会は2019年4月に定数を8名とされました。自分で言うのにも大変言いにくいところでございますけれども、議員の皆さんは町政運営に重要な役割を担い多岐にわたる施策決定や住民との意見交換など幅広い業務に従事されております。報酬の改定は逐次行われておりますが、令和3年7月以降改定は行われていないという状況ではあります。物価上昇や社会情勢の変化を考慮すると現状の報酬体系では議員の皆様様の活動の対価として適切とは言えない状況にあります。また、近年DX化の推進が叫ばれておりますけれども、我が東栄町議会においてはその取り組みは容易ではありません。情報化社会に対応し効率的な議会運営を進めるためにはDX化への投資と議員のスキルアップが不可欠であります。以上の現状と課題を踏まえ今回の条例改正は極めて重要だと考えております。人事院勧告に準拠した措置を講ずることで議員の皆様様の活動に対する適切な評価とより多くの優秀な人財の議会への参入を促進することができると考えております。またDX化推進のための予算措置を盛り込むことで議会運営の効率化と透明性の向上を図ることが期待できます。ついては人事院勧告に準拠した措置を講じることで適正化と議会運営の効率化は町政の健全な発展に不可欠であります。今回の条例改正案はこれらの課題に正面から向き合い具体的な解決策を示したものであると考えます。そのため私はこの改正案に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

賛成ですか。

簡単に。

7 番(村本敏美君)

簡単に言います。議案第3号について賛成という立場で討論させていただきます。前回年が明けましたので一昨年の12月には反対の立場で討論させていただきました。議員は常勤の特別公務員ではないということ、自分の仕事を持てるということ、それからアルバイトもできるということでしたけれども、昨近の地方議員のなり手不足が言われております。特に過疎地域においての議員のなり手不足というのが言われております。議員のスキルを上げるためにも反対ばかりではいけないということで今回の議案第3号については賛成という立場で討論させていただきました。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案を原案のとおり本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。

起立5名です。賛成の起立多数です。

よって議案第3号は原案のとおり認定されました。

お諮りいたします。

12時になりますけれどもここで一旦5分間休憩いたしまして、そのまま残りの議案の方の審議を続けるということによろしいでしょうか。

執行部の方はよろしいですか。

はい。それでは12時まで5分間休憩しまして、そのあと残りの議案についての審議を再開いたします。

12時再開です。5分間休憩です。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

それでは時間になりましたので再開いたします。

ここで総務課長から発言の求めがありますのでこれを許します。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

すみません。先ほど浅尾議員からのご質問で議員の報酬の影響額と総額という質問でしたけれども、一点委員長が私、説明しとりませんでしたので委員長については総額が323万475円となります。影響額については1万3,775円となります。以上です。

----- 議案第4号～9号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは議事に戻ります。

ここでお諮りいたします。

日程第6、議案第4号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について」、日程第7、議案第5号「令和6年度東栄町国民健康保険補正予算（第4号）について」、日程第8、議案第6号「令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第2号）について」、日程第9、議案第7号「令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について」、日程第10、議案第8号「令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）について」、日程第11、議案第9号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」の6案件を一括の議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって議案第4号から議案第9号までの6案件を一括の議案といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第4号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第9号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ697万7千円を減額し予算総額を44億1,276万6千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。最初に全般的なことで会計年度任用職員を含む人件費につきましては、人事院勧告に伴う給料及び期末勤勉手当等の増異動、退職による給料各種手当等の減額により一般会計総額で291万7千円の減額となります。特別会計を合わせると2,741万9千円の減額となります。なお人件費に対する個々の説明については省略させていただきます。それでは14ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費10節需用費から19節扶助費までは物価高騰に直面する低所得者世帯への支援を目的に令和6年度における個人住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、当該支給対象者の世帯員である18歳以下の児童1世帯当たり2万円を支給するものであります。10節需用費、11節役務費および12節委託料は給付金の給付に係る必要な経費です。19節扶助費は対象予定者を非課税世帯を500世帯、児童数は30人を見込んでいます。18ページ4款1項1目保健衛生総務費27節東栄診療所特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、3目環境衛生費27節簡易水道事業特別会計繰出金はそれぞれの会計の補正により減額及び追加するものです。22ページ5款1項8目農業集落排水事業費27節農業集落排水事業特別会計繰出金は農業集落排水事業特別会計補正により追加するものです。28ページ7款4項1目公共下水道事業費27節公共下水道事業特別会計繰出金は特定環境保全公共下水道事業特別会計補正により追加するものです。30ページ8款1項1日常備消防費10節修繕料は新城消防東栄分署食堂のエアコンが故障し作動しなくなったため機器を取り換えるものです。4目無線管理費12節防災行政無線局再免許申請委託料は移動系無線局の免許期限が令和7年5月31日までとなっており3ヶ月前までの2月末までに申請手続きが必要であるということから追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金の地方創生臨時交付金重点支援は非課税世帯への3万円及びその世帯員である18歳以下の児童に2万円給付事業に充てられるものです。19款1項1目繰越金は今回の補正の財源調整により減額するものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。続きまして、予算案の9ページをお願いいたします。議案第5号令和6年度東栄町国民健康保険補正予算第4号について。続いて10ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ21万円を増額し予算総額を4億7,446万2千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。44ページをお開きください。5款3項2目保険事業費は人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明をさせていただきます。42ページをお開きください。今回の補正に係る歳入につきましては、5款1項1目一般会計繰入金を充てます。以上で国民健康保険特別会計の説明を終了させていただきます。続きまして予算書の15ページをお願いいたします。議案第6号令和6年度東

栄診療所特別会計補正予算第2号について。続いて16ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ2,220万7千円を減額し予算総額を4億1,607万3千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。54ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は人事院勧告等による人件費の減額です。56ページ2款1項1目医療用機械器具費10節修繕料は、耳鼻咽喉科で使用する電子内視鏡システムの画像管理装置が故障したため取り換えるものです。次に歳入の説明をさせていただきます。52ページをお開きください。今回の補正にかかる歳入については4款1項1目一般会計繰入金を充てます。以上で東栄診療所特別会計の説明を終了させていただきます。続きまして簡易水道事業特別会計補正予算の説明をします。予算書の1ページをお願いいたします。議案第7号令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計事業補正予算第4号について。続いて2ページをお願いいたします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが第1款2項営業外収益、補正予定額196万3千円の減、計1億6,370万7千円。支出ですが第2款第1項営業費用、補正予算額196万3千円の減、計2億550万5千円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いいたします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の2款1項1目簡易水道管理費は人事院勧告等による人件費の減額です。次に歳入の説明させていただきます。8ページをご覧ください。1款2項2目他会計補助金は歳出の補正に伴い一般会計からの補填を減額するものです。以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。続きまして特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明をします。予算書の1ページをお願いいたします。議案第8号令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第2号について。続いて2ページをお願いします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが第1款2項営業外収益 補正予定額56万3千円の計1億5,260万8千円。支出ですが第2款第1項営業費用補正予算額56万3千円、計1億8,026万2千円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の2款1項1目下水道管理費は人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明させていただきます。8ページをご覧ください。1款2項2目他会計補助金は歳出の補正に伴い一般会計からの補填を減額するものです。以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計の説明を終了させていただきます。続きまして農業集落事業特別会計補正予算の説明をします。予算書の1ページをお願いします。議案第9号、令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について。続いて2ページをお願いします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが第1款2項営業外収益、補正予定額24万円。計4,263万円。支出ですが第2款第1項営業費用補正予算額24万円、計4,457万1千円です。それでは予算説明書により説明させていただきます。支出からお願いします。9ページをお開きください。収益的収入及び支出の2款1項1目下水道管理費は人事院勧告等による人件費の増額です。次に歳入の説明させていただきます。8ページをご覧ください。1款2項2目他会計補助金は歳出の補正に伴い一般会計からの補填を減額するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

各議案に対する説明が終わりました。これより議案の質疑に入ります。初めに議案第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

議案第4号令和6年度東栄町一般会計補正予算第9号について一括してお尋ねいたします。全体で6問ございますが、まず1つ目は今回の配布された資料は予算書と予算説明書だけでありました。補正予算の概要という資料が通常配られるのですけれども、今回それについて作成しなかったと伺いました。なぜ補正予算の概要を作成しなかったのか補正予算の概要を作成する場合の条件があれば伺いたいと思います。他の議会の例では補正予算の内容というのは概要を作って説明されております。そしてですね、臨時会1日限りの臨時会であっても議会運営委員会を開きまた執行部から議員に対して今回の人事院勧告に準拠するための議案の説明が行われていて、その後ですね、十分な余裕をもって議会を開会するというのがございますので、私は今回の議案の準備にあたってですね、かなり余裕がないという中での準備を余儀なくされました。なぜ概要を配ってくれないのか作成する場合の条件について伺いたいと思います。続いて人件費全般についてお伺いしたいと思います。今回議案の質疑で明らかになったように人事院勧告に準拠するということが大幅な職員の皆さんまた執行部、町三役とそれから議員の待遇改善ということになるわけですが、今回の補正予算では逆にですね、人件費の大きな減額が目立ちます。副町長からの予算案の説明ではですね、人勧等による人件費の減というものだったんですけれども、大幅増額となるはずの人勧に準拠してですね、逆に給与の金額が大きく減少するところがありますので実態についてお尋ねしたいと思います。例えば児童福祉費3款の児童福祉費では職員の年間給与が300万減額となっております。それから保育園費でも300万の減額、土木費でも440万円の減額です。同様に数百万円の増額となったところもありますので、先ほどご説明あったように人事異動に伴う変更ということも含まれると思います。それで伺いたいと思います。今回の補正予算の中でですね、人事院勧告による増額がいくら含まれるのか、また人事院勧告以外の通常の人事異動や年度途中での退職などの要因による人件費の変動額をそれぞれ伺いたいと思います。特別会計についても別途お尋ねしていいんですけども、まとめてご答弁頂ければ大変助かります。そして3点目でございます。今回の補正予算の中にですね、職員の退職に伴う減額がある場合にはですね、その退職された方の人数、退職された方の職種正規や会計年度任用職員別、自己都合定年等の別、そして退職時期をお伺いしたいと思います。4点目は非課税世帯支援給付金の対象世帯の条件と対象世帯数それから今後の支給スケジュールについて伺いたします。5点目はですね、28ページ補正予算説明書の28ページの1款1項の修繕料68万2千円です。改めて概要をお伺います。つぎ6点目は30ページの8款4項1目防災行政無線局の免許の再申請に係る委託料が32万3千円でありました。定期的に今後発生する費

用なのか、これが何のための費用なのか、費用の概要と今後の支出の有無を伺いたいと思います。以上6点でございます。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず初めに先ほどの副町長の説明では人事院勧告に伴う給料及び期末勤勉手当の増、異動退職に伴う給料各種手当の減額によりという説明がございましたのでそちらの方、今回の人事院勧告だけではないということをもっと最初にお答えさせて頂きたいと思います。次に補正予算の概要を作成しなかった理由ということでございますけれども、こちらは従来定例会におきましては補正予算の概要を作成し配布しておりましたけれども、臨時会においての補正予算については今まで作成しておりませんので今回も作成はしていません。次に人件費の減額が目立つ理由ですけれども、やはりこちらは今年度の当初予算を編成した際に見込みで職員数を充てて予算を計上しておりましたけれども、退職等ございましたのでそちらが変動、減額の要因となっております。変動額がそれぞれいくらかということですが、一般会計でいきますとおおよその金額でいきますとマイナス2,400万円程度、簡水で行きますとマイナス2,100万円程度、下水でいきますと7万円程度、農排でいきますと6万円程度のマイナスとなっております。下水についてはプラス7万円程度となっております。あとは職員の退職による減額があった場合の退職者数、職種、正規、会計年度任用職員別ですけれども、こちらは当初予算に計上しておりまして昨年の年度末に退職された方が自己都合で2名一般行政職でございました。年度途中3名、一般行政職2名と保育士1名の退職、年度途中で自己都合で会計年度任用職員の調理員が1人退職しております。あとはちょっと非課税世帯の方は飛ばさせて頂きまして消防費の常備消防費の修繕料ですけれども、先ほど副町長の予算の説明があったかと思いますが、こちら新城消防署の東栄分署の今度は食堂のエアコンが故障して作動しなくなったためこちらを修繕するものです。無線管理費の申請委託料ですけれども、これも先ほど副町長から説明があったかと思いますが、防災行政無線局の免許の申請委託料として移動系のこちら無線局の免許期限が令和7年5月31日までとなっております、3カ月前までの2月末までに申請手続きが必要であるから予算をお願いするものです。今後も定期的にこちらの方、無線の更新が必要となってきますので今後も5年だったかと思いますが、5年後また必要になってくるかと思いますが、私からは以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

はい、福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

質問のごさいました非課税世帯の給付金、こちらにつきましてご回答したいと思います。
対象世帯の条件につきましては、令和6年12月13日現在におきまして東栄町に住所があります方で、令和6年度の住民税非課税世帯に対しまして3万円を支給し、加えて18歳以下の子どもさんがいる世帯には非課税世帯にあたっては1人当たり2万円を加算するものでございます。また、対象の世帯数につきましては先ほど副町長よりご説明がありましたとおり非課税世帯500世帯、それと子ども加算につきまして30人を見込んでおります。また支給のスケジュールにつきましては、非課税世帯子ども加算とともに3月上旬から受付書類発送等を行いまして、6月半ば中旬を期限といたしまして3月末ごろから支給開始する予定でございます。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はいご答弁頂きました。職員の方の退職がやはり今年度も多くでていることをご答弁でわかりましたが、ちょっと答弁で確認させて頂きたいですけれども、まず2つ目のお尋ねであります。私の質問ではですね、今回の補正予算の人件費の全体として減額となっているということなんですけれども、人事院勧告に準拠するための増額分がいくらでそれ以外の退職等を理由とした人件費の変動額がいくらかなのかということ伺いたいということだったんです。改めてご答弁頂きたいと思います。先ほど答弁頂いたのはですね、一般会計が2,400万円の減額、簡易水道が2,100万円の減額と仰ったと思いますけれども、ちょっと確認して頂きたいです。下水の特別会計が7万円の増額で農業集落排水が6万円の減額であったというご答弁なんですけれども、この答弁がですね、何の数値であるのかすみませんご教示ください。そして退職者の人数が多いということでしたが、まず年度当初予算で計上されていたものを年度末で退職された自己都合退職の方、一般職で2名おられたということで、それとは別に年度途中で3名の方一般職がお2人、保育士さんがお1人辞められたという事です。この自己都合退職または定年等の別についてご答弁がなかったと思いますので改めて補足して頂きたいと思います。それから会計年度任用職員の調理員さんの方がお1人辞められたと、令和6年度現在ではですね、年度途中で辞められた方は4名でよろしいか伺います。そして小さな100名に満たない町役場の中でやはり今年度も多くの方が職場を離れているという理由をですね、どのように分析しているのか、退職者にどのような不満だったり問題があつてですね、この町の役場を離れるのかということを真剣にやはり向き合わなければいけないと考えます。現状どのように分析しているかお伺いしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい、まず人事院勧告の影響額ということでよろしいでしょうか。影響額でいきますと一般会計でいくと約2千万円の増となります。簡水会計については20万円、下水については40万円、農排については28万円、国保については20万円程度の増加となります。それ以外の人事異動や手当の異動に伴う増減ですけれども、一般会計がマイナス2,400万円程度、簡水会計がマイナス200万円程度、下水はこちらは7万5,600円の増で農集排につきましては、6万円程度の減となっております。それと退職者の理由ですけれども会計年度任用職員入れて6人ですけれどもこちらすべて自己都合退職となっております。あと退職の理由の詳細ですけれども、やはり我々は自己都合ということで認識しております。詳しい調査等はしておりませんしここが不満だからという声も聞いておりません。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。3回目です。

3番(浅尾もと子君)

はい。改めてご答弁頂きまして人事院勧告による増額をですね、上回る退職者による減額というのが発生していたんだということが明らかになりました。とくに一般会計での人件費の人事院勧告以外の部分が2,400万円減額と非常に大きいと思います。そして退職されていた方々は長いキャリアも持った方もおいででしたでしょうしやはり行政運営に重要な支障を及ぼすという働く人が欠けていってしまうということは重大な問題だと思います。不満を聞いていないというふうにおっしゃったんですけれども総務課としてはですね職員の人事管理という中でむしろ不満を聞き取る立場にあるのではないのでしょうか。職員の皆さんは職場に満足しているか総務課として調査を行うべきだと思いますが認識を伺います。

議長(加藤彰男君)

はい、総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい、退職する際には私も面談させて頂いた職員もおります。けど不満というものは聞いてございませんし仮に退職理由をこういう場で公表するというのはいささか問題があると思いますのでその辺は今後も控えたいと思います。以上です。

議長(加藤彰男君)

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。反対討論ですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。令和6年度東栄町一般会計補正予算第9号に反対の立場で討論を行います。まずこの予算案にはですね、令和6年度の人事院勧告に準拠して特に若年層の職員の方に重点的にですね、給与、手当を引き上げるという歓迎すべき点が含まれているということは申し上げたいと思います。職員確保の上でやはり給与というのは先ほど総務課長もモチベーションにつながるとそのようにおっしゃいましたけれども大変重要な点だと思いますので改善については喜びたいと思います。しかし一方でですね、当初予算を作ってから6名の方町職員の方が自己都合で、全て自己都合で退職されたということについては重く受け止めるべきだと考えます。町の答弁からはですね、これほどまでに自己都合退職が続くことについて何らの危機感も感じることはできませんでした。理由を公表するのは問題だとだから控えるとそういったことではですね、次の対象者も引き留めることはできません。町がなぜ職員を引き留めることができないか真剣に向き合わなければ、ここにいる皆様の中からでも町を離れる方が生まれてしまうのではないのでしょうか。行政サービスを守るといいう上でも職員の皆さん自身の健康を守るためにも職場の職員の確保というのは大変重要なものです。その真剣さが感じられないという点で、私はこの予算に反対したいと思います。そしてもう一度ですね、先に議案の答弁で述べましたけれども、この補正予算には町長ら町三役と私たち議員に対する期末手当の増額が含まれております。既に述べましたようにこの増額には町民の理解は得られないと考えるため反対いたします。

議長(加藤彰男君)

今、浅尾議員は1号議案は賛成で今回の4号議案は反対と、いうそういう確認でいいですか。賛否についてはいいですか。はい。

反対討論がありました。賛成の討論ありますか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

提案された東栄町補正予算は主に人事院勧告に基づく給与改定に基づくもので、当初ベースアップによる予算増額を私自身予定しておりましたが、結果として補正前の予算額から697万7千円の減額となっております。この減額は採用予定だった職員の欠員によるものであり、決して町財源調整が悪化したためあるいは不適切な支出あったためではございません。むしろこの減額は深刻な人材不足という現状を浮き彫りにしたものであり、町にとって重要な課題を示唆するものととらえております。減額の理由である人材不足は決して東栄町特有の問題ではございません。全国的に深刻化している問題であり地方の町村自

治体においては特に顕著であります。魅力ある職場環境の創出や待遇改善は喫緊の課題となっております。今回の補正予算は人事院勧告に基づく給与改定により職員の待遇改善につながるものです。これは人材確保定着に向けた重要な第一歩であり、将来的な財政負担の軽減にもつながると考えております。一見、予算減額はマイナスに映るかもしれませんが、これは決して無駄遣いや財政の悪化を示すものではございません。むしろ採用予定だった職員の欠員という現状を突きつけ人材確保の難しさを改めて認識させる機会となりました。この現実を踏まえ、今後より効果的な人材確保策を検討し実行していく必要を示唆しております。今回の補正予算は人材不足という課題を克服するための第一歩であります。この予算を有効活用し職員の待遇改善を進め、より魅力的職場環境を整備することで優秀な人材の確保定着につなげなければなりません。同時に人材確保策の検討を継続し、町全体の活性化につながる施策を推進していく必要がございます。以上の理由から私は東栄町一般会計補正予算に賛成いたします。この補正予算は単なる予算調整ではございません。人材確保という重要な課題に真摯に向き合うための第一歩であります。この予算を有効活用し町の発展につなげていくことを期待しております。以上であります。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。

起立5名です。賛成の起立多数です。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号の質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

東栄診療所特別会計補正予算第 2 号についてお尋ねいたします。補正予算説明書の 55 ページをご覧ください。給料 1 款 1 項 1 目の中の給料という項目がですね、マイナス 1,511 万円と高額な減少となっております。先ほどの一般会計他特別会計と同様にですね、人事院勧告に対応するために増加する人件費の金額と、それから人事異動や退職などそれ以外の要因によって変動した人件費の金額をそれぞれお伺いいたします。また同様にですね、人件費の大幅な減額となった要因についてお伺いいたします。退職による減額の場合でありましたらこちらも併せて退職者の人数、職種、自己都合定年の別、退職の時期を伺いたいと思います。

議長(加藤彰男君)

診療所事務長。

診療所事務長(高尾公彦君)

まず 1 つ目の質問ですけれども人事院勧告に対応する増額する額でございますけれども、人件費となっておりますので給料と手当等含めまして 440 万円ぐらいの増となっております。それ以外の退職及び人事異動における変動額につきましては、3,000 万円程度の減となっております。続きまして大幅な減額な要因、退職の場合は退職者の人数、職種、自己都合定年の別、退職の時期を伺うということですが、主な減額の要因は退職による減額であります。退職者看護師 3 名です。全て自己都合退職で時期につきましては 3 月末、2 月末、1 月末となっております。

議長(加藤彰男君)

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

あの、3,000 万円も退職等による人件費の減額ということで大変驚きました。3 名分の差額とすれば 1 人当たり 1,000 万円と単純に考えてしまうんですけれども、他にどのような減額の要因があったのか教えて頂きたいと思います。それから看護師 3 名の方が退職されたということで、お 1 人が 3 月末、お 1 人が 2 月末、お 1 人が 1 月末での退職ということなんですが、3 月末ということは年度当初ということで理解していいのか伺います。併せてですね、たいへん診療所運営する上で重要な医療職看護師さん 3 人も失ってしまったこと、やはり重大だと思います。どのような要因で退職を選択されるのか、一般的に見てですね、例えば他の医療機関と比べて待遇が良くないとか、職場内にもめ事があるとか昇給ができないとかですね、何か傾向というようなもの把握しておられたらお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

診療所事務長。

診療所事務長（高尾公彦君）

先ほどの退職及び人事異動による変動の減額3千万というのは、給料だけではなくて手当等もすべて含んでおりますのでそういう額になります。あと3月末、令和5年度末の退職となっております。あと要因につきましては、自己都合退職ですので特に分析はしておりません。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和6年度東栄診療所特別会計補正予算第2号について反対の立場で討論いたします。今回の補正予算は人事院勧告へ対応するための予算また退職等の人事異動による減額等含みます総額で2220万7千円の大幅な減額予算となっております。この要因についてですね、先ほどのご答弁では人事院勧告に伴って職員の給与や手当を引き上げるという大幅な待遇改善が行われたにもかかわらず、給料という点では1,501万円のも大幅減額となっている、その理由についてですね 人勧に準拠するための費用が手当等含めて440万円の増額、そして退職等によるですね、人事院勧告以外の人件費の変動額が手当等も含めて3,000万円のものの減額となっている驚くべき答弁がありました。予算を立てた以上はですね、その方の勤めてくださるということを期待して予算を組んでいるはずなので、年度途中で退職の方がお1人、それから年度末ですね、令和5年度末にお1人辞められてその後の2月末、1月末にもお1人ずつ年度途中で辞めておられるということでありました。3名の方は看護師さんで、すべて自己都合ということでもあります。やはりここでもですね、自己都合退職が多いということは町として認識すべきだと思います。診療所の根幹の業務である医療を担う専門職の方がですね、なぜ自己都合退職を選ばれたのか、私がお尋ねしてもですね、自己都合なので特に分析していないという答弁が返ってただけあります。私はですね、やはり極めて不誠実な答弁だと思うんです。町が運営している診療所がですね、なぜ職員に選ばれないのか、なぜ職員が離れていくのか、現状の分析することなしにですね、次の退職者が出ることも避けられないのではないのでしょうか。診療所をハコモノを12億円もかけてですね、複合施設として建設しましたけれども、その働く人については何の関心ないのかと驚きでいっぱい質疑でありました。やはり建てた診療所を今後も町民の皆様の命と健康を守る施設として役立てていく

んだという気概を持つのであれば、職員確保に真剣になるべきだと考えます。退職者の要因の分析職場としての落ち度がなかったのか徹底的に調査を行うべきだと申し上げまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

討論がありました。賛成の方いいですか。

佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

2番佐々木一也です。議案第6号に賛成の立場で討論します。この補正はですね、職員の給与に関する改正が主なものですので賛成をしますが、やはり退職する方が見えるということですね、この町だけの問題ではないと思うんですけれども、もうちょっと重く受け止めてもらいたいなということがあります。職員確保するのも難しいですので、せっかく職員として働いてくれている方をどうやって簡単に辞めないようにしていくこと、業務内容だったり職場の環境など見直しをするなどして働きやすい職場づくりを考えて頂きたいということを申し添えて賛成討論とします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。

起立5名です。賛成者の起立多数です。

よって議案第6号は原案のとおり可決しました。

次に議案7号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案8号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

なお質疑のところでありました臨時会での補正予算概要書の有無につきましては今後議運で協議いたします。

これを持ちまして令和7年第1回東栄町議会臨時会を閉会いたします。